

シングルマザーの就業と経済的自立 ①

J-LPT 副主任研究員 周 燕飛

1 なぜ働いているのか 貧困なのか

日本のシングルマザーを巡っては二つの興味深い順位がある。ひとつは、経済協力開発機構（OECD）二四カ

国中、上から二位であるシングルマザーの就業率（八四・五％）である。もう一つは、OECD二四カ国中、上から二位である母子世帯の貧困率（五四・三％）である^①。就業率と貧困率の同時高は、シングルマザーが置かれている「働いているのに貧困」という厳しい現実を示唆するものである。母親の無業または不完全雇用による貧困が一般的である他の先進国と比べると、「働いているのに貧困」というのは日本独特の現象である。

「臨時・パート」、非専門職に従事する者が多い

シングルマザーの就業形態について、もつとも多いのが「臨時・パート」の四三・六％で、その次は「常用雇用者」の四二・五％である。また、「常用雇用者」の割合は、末子の年齢が高くなるにつれ徐々に上昇する傾向にある。例えば、末子の年齢が三～五歳では、常

用雇用者」の比率が就業している母のうち二九・七％と低いが、末子の年齢が就学年齢となる六～八歳では「常用雇用者」が四三・二％となり、末子が一八～一九歳になると「常用雇用者」は五三・二％へと高まる。

そして、シングルマザーが従事する職種の中で、残業時間が少なく、高度なスキルを必要としない場合の多い「事務職」は二五・二％でもっとも多い。ただし、希望者が多く競争倍率が高いため、事務職正社員になることは難しいとも言われている。そのため、女性比率の多いサービス業（一九・六％）や販売（一一・五％）、技能工・生産工程及び労務（九・八％）に従事するシングルマザーも全体の四割ほどを占めている。専門的・技術的職業に従事するシングルマザーはやや少なめの一七・八％である。

（8割以上が稼働年収300万円未満層）

平均賃金の低い臨時・パート就労やサービス業就労が多いため、シングルマザーが就業から得られる平均所得はそれほど高くない。常用雇用者や専門的・技術的職業に従事するシングルマザーに限ってみれば、平均年収は女性全体とほぼ同じ水準であるものの、さ

まざまな就業形態や職業を含むシングルマザー全体の平均就業収入（二七一万円）は、同時期の女性平均の約半分しかない。

所得階級別で見ると、シングルマザーの約四割は、年収が一〇〇～二〇〇万円未満の所得層に属している。その付近の低収入層（二〇〇万円未満または二〇〇～三〇〇万円未満）と合わせると、シングルマザーの八割以上が年収三〇〇万円未満である（表1）。

（補てんの収入は意外と少ない）

もつとも、シングルマザーは就業収入のほか、遺族年金、養育費、児童扶養手当等の補てんの収入を持っていることが多い。では、これらをすべて合わせた所得の総額で見るとシングルマザーの経済状況は改善されるのであるうか。

厚生労働省「全国母子世帯等調査」

によると、二〇〇五年度母子世帯における補てんの収入の平均額は四二万円、就業収入と合わせた総所得平均は二二三万円（世帯員一人当たり六五万円）となる。世帯員一人当たりで見ると、母子世帯の平均総所得は、全世帯平均の半分にも及ばない水準である（厚生労働省「国民生活基礎調査二〇

〇六）。

また、世帯員の生活水準をより正確に捉えている「等価所得」（所得／世帯人数の平方根）で比較する場合、母子世帯の等価所得は、全世帯平均の四二・六％にとどまり、その格差がやはり大きい（表2）。さらに、税や社会保障による所得再分配後の可処分所得と比べると、母子世帯の等価可処分所得は、全世帯平均の四六・九％となり、所得再分配前より格差は四・三ポイント改善したものの、依然として全世帯平均の半分未満という低水準にとどまっている。

2 福祉への依存度

（福祉に頼りきりの母子世帯は少数）

こうした厳しい経済状況の中、母子世帯はどのくらい国の経済支援に頼っているのだろうか。表3では経済的自立度の低い順に、母子世帯を以下の五類型に分け、それぞれの世帯数と割合を試算してみた。

- ① 「完全生活保護型」。母親が無業の生活保護受給世帯。
- ② 「部分生活保護型」。母親は何らか

表1 シングルマザーの就業収入の階級分布 (2005 年度、%)

	300 万円 未満合計	内 訳			300 万円 以上	平均年収 (万円)
		～ 100 万円 未満	～ 200 万円 未満	～ 300 万円 未満		
母子世帯全体	88.0	31.2	39.1	17.7	12.0	171
常用雇用者	73.1	7.1	33.8	32.2	26.9	257
臨時・パート	99.4	42.9	49.2	7.3	0.6	113
専門的・技術的職業	63.3	13.1	27.7	22.5	36.6	278
事務	86.4	21.0	39.5	25.9	13.6	191
販売	95.2	32.5	52.4	10.3	4.8	140
サービス業	96.9	34.7	46.2	16.0	3.1	139

注：四捨五入の関係で、パーセンテージの合計値が 100.0% とならない場合がある。
資料出所：厚生労働省「全国母子世帯等調査」2006

の勤労収入があり、最低生活費に達しない不足分について生活扶助を受けている世帯。
③ 「児扶全額受給型」。母親の就労等収入が二三〇万円未満（二人世帯の場合）で児童扶養手当の全額支給（月額四万一千八百円）（③）を受けてい

表2 総所得と可処分所得 (2009 年)

	可処分所得 (万円)	当初所得 (万円)	総所得の内訳				
			稼働所得	財産所得	公的年金・恩給	その他の社会保障	その他
全世帯	424	547.5	76.9%	2.3%	18.0%	0.6%	2.2%
独立母子世帯	197.4	231.4	81.2%	0.3%	4.2%	9.2%	5.1%

⇒生活水準をより正確に反映している「等価所得」ベース（全世帯＝100）でみた場合、母子世帯の可処分所得は 46.9、当初所得は 42.6 となっている。
注：等価所得は、所得を世帯人数の平方根で割った数値である。なお、世帯人数について、全世帯と母子世帯がそれぞれ 2.62 人と 2.61 人である。
データ出所：厚生労働省「国民生活基礎調査 2009」より筆者が作成。

る世帯（除く生活保護世帯）。
④ 「児扶部分受給型」。母親の就労等収入が二三〇万円以上三六五万円未満で児童扶養手当の部分支給（月額九九〇〇円）を受けている世帯。
⑤ 「非依存型」。生活保護と児童扶養手当のいずれも受給していない世帯。

表3を見て分かるように、一〇〇％福祉頼りの「完全生活保護型」母子世帯

表3 経済的自立度別でみる母子世帯の世帯数と割合 (2009 年月平均)

経済的自立度 ↑ 低 ↓ 高	世帯数		割合
	① 「完全生活保護型」	54,926	
	② 「部分生活保護型」	44,667	2.9%
	③ 「児扶全額受給型」	465,896	30.1%
	④ 「児扶部分受給型」	420,194	27.1%
	⑤ 「非依存型」（概算値）	563,317	36.4%

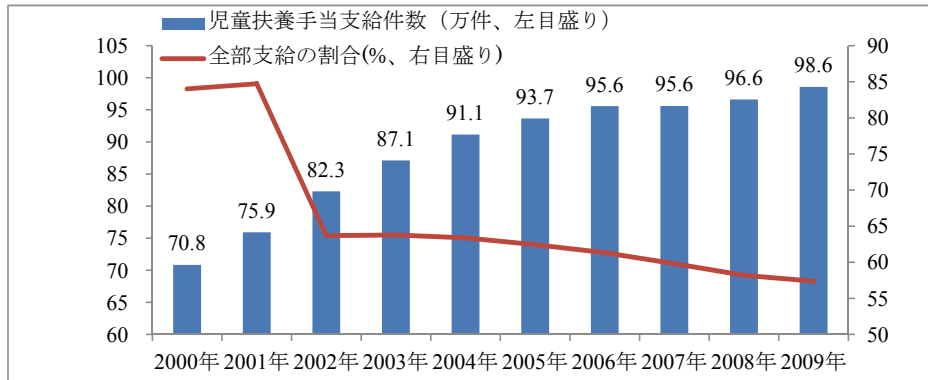
注：「非依存型」世帯数および各世帯類型の割合を計算する際には、母子世帯の総数を推測する必要がある。ここでは、単純に母子世帯の総数が線形的に増加した場合を想定し、その概算値（154.9 万世帯）を用いている。具体的には、「2009 年の母子世帯総数＝2003 年の母子世帯数＋（1998 年～2003 年間の年平均増加数）×6 年間」としている。ただし、1998 年と 2003 年の母子世帯数については、厚生労働省の推計値（95.5 万人と 122.5 万人）を利用している。
データ出所：厚生労働省「社会福祉行政業務報告」（福祉行政報告例）より作成。

帯は全体の三・五％しかなく、一部の特殊なケース（例えば母親が健康上の理由で就業できない）と言える。母が就業している「部分生活保護型」と合わせても、母子世帯の生活保護率は六・四％（概算値）に過ぎない。これは、独立母子世帯のみでみた場合の生活保護率の約半分程度の水準である。
母子世帯の大多数が恩恵に与っているのは、やはり「児童扶養手当」（以下

（児童扶養手当の支給件数は増えているものの、全額支給が厳格化）
図1は児童扶養手当の受給世帯数または受給率の推移を表したものである。児童扶養手当の受給件数が二〇〇〇年以降に急速に増えており、一〇〇万件的の、所得制限の厳格化により、「全部支給」の割合は二〇〇〇年の八四・〇％から二〇〇九年の五七・四％へとむしろ急落している。

「児扶」である。生活保護を受けずに「児扶」を全額受給している低所得の母子世帯は、全体の三割を占めている。一定程度の所得があるため、「児扶」が減額されながらも受給している母子世帯は、全体の三割弱を占めている。この二つを合わせると、六割弱の母子世帯が「児扶」で国の経済援助を受けることとなる。
一方「非依存型」母子世帯も三六・四％に上る。生活保護も「児扶」も受けていない理由について、三つの可能性が考えられる。一つ目は、母親の就労等収入が所得制限を超えているケースである。二つ目は、同居母子世帯で親族との合算所得が所得制限を超えているケースである。そして、三つ目は「児扶」等の受給資格があるにもかかわらず、稀に申請していないケースである。前述のように、年収三〇〇万円以上の母子世帯は全体の一割強なので、母親の単独収入だけで所得制限を超えるケースはそれほど多くないはずである。「非依存型」母子世帯の大半は、同居母子世帯ではないかと思われる。

図1 児童扶養手当の支給件数と全部支給率の推移（2000年～2009年）



注：2002年の制度改正により、全部支給の所得制限限度額は年収204.8万円から130万円に引き下げられた（母と子1人の2人世帯の場合）。それが原因で児童扶養手当の全部支給率が急落している。

資料出所：厚生労働省「社会福祉行政業務報告（厚生省報告例）」より作成。

表4 年収、就業形態別母子世帯の経済的自立度（2001年、2007年）

	JIL2001年調査					JILPT2007年調査				
	全体	正社員		年収300万円		全体	正社員		年収300万円	
		No	Yes	未満	以上		No	Yes	未満	以上
完全生活保護	1.9%	3.0%	0.0%	2.8%	0.0%	3.5%	4.8%	0.0%	4.4%	0.0%
部分生活保護	2.1%	2.5%	1.3%	2.6%	0.0%	9.1%	9.1%	9.1%	10.9%	-
児扶全額受給	39.8%	47.8%	26.4%	49.1%	12.2%	42.7%	49.2%	25.3%	42.5%	1.8%
児扶部分受給	17.5%	12.4%	25.9%	13.7%	26.0%	36.5%	29.5%	55.2%	35.5%	66.1%
非依存	38.8%	34.3%	46.4%	31.8%	61.8%	8.2%	7.4%	10.4%	6.7%	23.2%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
N	1,706	1,070	636	1,135	385	888	647	241	699	56

注(1) JILPT2007調査は、独立母子世帯のみについての集計結果である。

(2) JILPT2007年調査について、生活保護の受給有無は推測値である。具体的には、親族と同居していない独立母子世帯のうち、以下の条件を満たす人々を生活保護受給者と推測する。(i)親族から経済的援助を受けていない、(ii)死別母子世帯ではない、(iii)本人の稼働収入、児童扶養手当、養育費以外の不明収入を持っている、(iv)その不明収入ならびに世帯の総所得は生活保護の生活扶助基準範囲内である。なお、生活扶助基準額は、制度にしたがって、母親の年齢、子供の年齢、子供数および級地別に算出を行った。

資料出所：JIL「母子世帯の母への就業支援に関する調査2001」およびJILPT「母子家庭の母の就業支援に関する調査2007」の個票より作成。

ここで、どの
(仮説)
ような特性を
持った母子世帯
が経済的に自立
しやすいのかを
整理しておきた
い。

まず、母親稼
働能力がもつと
も重要な要因で
ある。既婚女性の場合、夫の収入があるため、本人の稼働収入が世帯の経済状況に与える影響は限定的である。一方の母子世帯の場合、母親本人の就業収入は世帯の経済状況にとってほぼ決定的となる。本章では、母親の稼働能力を代理する変数として、母親の学歴、社会経験年数（年齢）、健康状態および就業形態が用いられている。

中でも、約四分の一の世帯が児童扶養手当を全額受給しており、正社員の中でも収入が低くて経済的自立を果たせない者が大勢いることが分かる。また、年収三〇〇万円以上の世帯において、二分の一（二・二％）の世帯が児童扶養手当を全額受給している。

最後に、母子世帯の経過年数も考慮すべき要因である。母子世帯の経過年数が長くなるにつれ、母親の仕事や収入が安定的になり、母子世帯の経済的困窮が徐々に解消されていくと期待されていた（阿部 二〇〇八）。その期待を確かめるべく、ここでは、母子世帯の経過年数と経済的自立度（または福祉依存度）との関係を調べてみたい。

次に、子育て負担の重さも大きな要因となる。子どもの数が多ければ多いほど生活費と教育費等が高くなり、経済的自立が難しくなる。また、末子が小さければ小さいほど、子育てにより多くの時間と体力を要するため（その分、仕事へのコミットメントが少なくなる）、母子世帯が経済的に自立しにくくなる。

ある。既婚女性の場合、夫の収入があるため、本人の稼働収入が世帯の経済状況に与える影響は限定的である。一方の母子世帯の場合、母親本人の就業収入は世帯の経済状況にとってほぼ決定的となる。本章では、母親の稼働能力を代理する変数として、母親の学歴、社会経験年数（年齢）、健康状態および就業形態が用いられている。

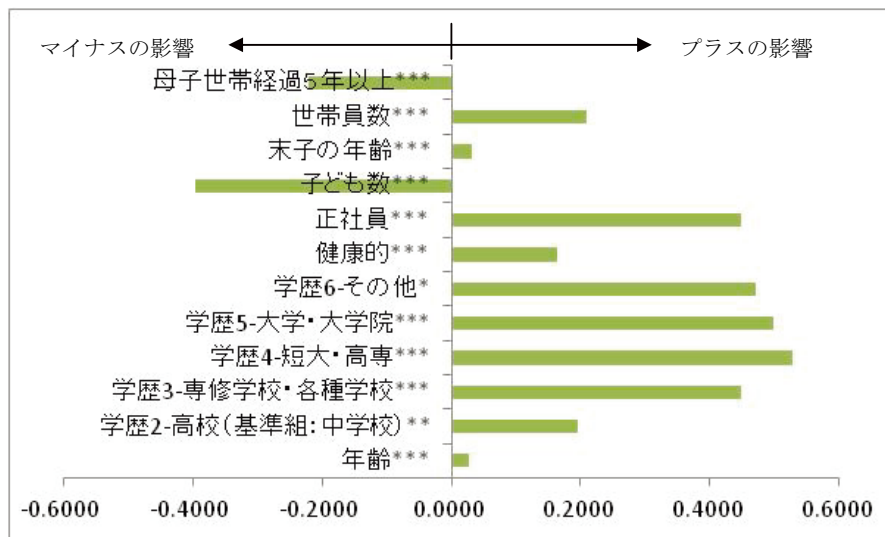
3 実証分析…経済的に自立している母子世帯の特性

母子世帯における経済的自立は、母親が正社員かどうか、三〇〇万円以上

の年収を得ているかどうかとは表裏一体的な関係にあるものの、完全に一对一の関係ではないようである。旧日本労働研究機構（JIL）が行った母子世帯調査（二〇〇一年）によると、年収三〇〇万円以上層の六一・八％が「非依存型」となっている一方、年収三〇〇万円未満層は同半分程度の三

一・八％である（表4）。また、正社員の「非依存型」比率が四六・四％となっており、正社員以外の者より二・一ポイント高い。つまり、母子世帯の経済的自立にあたって、「正社員」、「年収三〇〇万円以上」が重要な判断材料になることが分かる。

図2 経済的自立度の決定要因（順序 probit モデル）



注：(1) JILPT(2012) 第2章第2-3-2表より作成。標本サイズは1,623人で、対数尤度は-1772.0である。
 (2) 各説明変数（除く居住地ダミー）の係数推計値が棒グラフで示されている。
 (3) 「統計的に有意」である説明変数は星印が付いている。*** $P<0.01$ 、** $P<0.05$ 、* $P<0.1$

「母子世帯経過5年以上」を連続変数の経過年数に変えての推定も試みたが、やはり時間の経過と共に母子世帯が経済的に自立しやすくなるという仮説は支持されなかった。

定では、最良な不偏推定値を得ることができない。そこで、順序変数を推定する時に良く用いられる「順序 probit モデル」を実証モデルとする (Long, 1997)。

（推定結果）
 図2は、JILが行った「母子世帯の母への就業支援に関する調査二〇〇一」の個票データを用いて、母子世帯の経済的自立度の決定要因を推定した結果である。

推定の結果は仮説の通り、「母親の稼働能力」(学歴、社会経験、健康状態、正社員就業)が高ければ高いほど、母子世帯の経済的自立度が高いこととなっている。また、「子育て負担」の重み(子ども数、低年齢の子ども)は経済的自立に負の影響を与える点についても、仮説通りの結果となっている。一方、「母子世帯経過5年以上」は、母子世帯の経済的自立度にネガティブな影響を与えていることが分かった。「母子世帯経過5年以上」を連続変数

4 母親の稼働能力を向上させるための施策

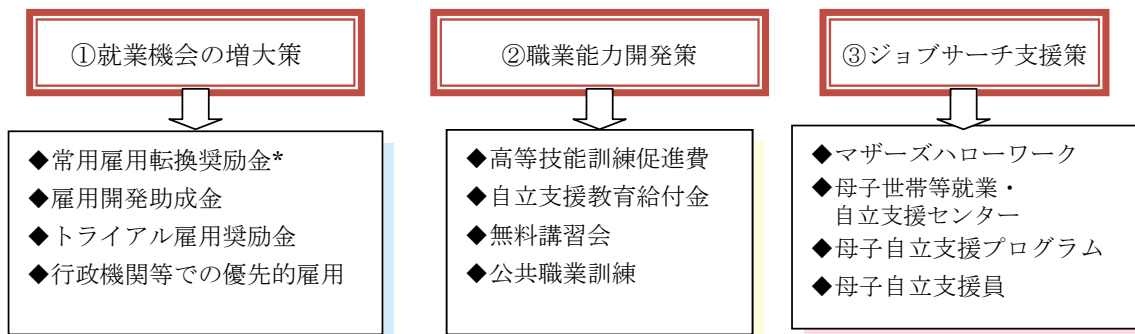
（国と自治体による就業支援）

上記の推定結果からは、母子世帯の経済的自立を巡っては母親の稼働能力が決定的な影響力を持つことが分かる。これまでに国と自治体は、母親の稼働能力を向上させるためには、さまざまな施策を講じてきた。図3で示されているさまざまな①「就業機会の増大策」、②「職業能力開発策」、および③「ジョブサーチ支援策」はその主なツールである。

まず、①「就業機会の増大策」としては、シングルマザーを雇い入れる企業に対して、助成金または奨励金を与える形で、求人需要を刺激しようとするものもひとつも一般的である。代表的なメニューには、シングルマザー等を一年以上の期間で継続雇用する事業所に出す「雇用開発助成金制度」(一人につき三〇〜九〇万円)や、シングルマザー等を一定期間試行的に雇用する事業所に出す「トライアル雇用奨励金制度」(一人につき月四万円、最長三ヵ月)及び非正規雇用のシングルマザーを社内で常用雇用に転換させた事業所に出す「常用雇用転換奨励金制度」がある(一人につき三〇万円)。また、国は地方自治体に対して、公共施設の求人におけるシングルマザーの優先的雇用や、行政機関の委託業務(会議の議事録の作成等)における母子福祉団体への優先的発注等を明文で要請している。

一方、②「職業能力開発策」は、シ

図3 母子世帯向け就業支援の3大ツールとその代表的なメニュー



注：常用雇用転換奨励金制度は2007年度に廃止され、中小企業雇用安定化奨励金制度へと移行した。

ングルマザーにおける人的資本の増強に重点が置かれている。代表的メニューとしては、雇用保険に加入していないシングルマザーが指定の教育訓練講座を受ける際にその費用を一部助

成する「母子自立支援教育訓練給付金事業」(受講費用の二割、最大一〇万円)や、看護師等の専門資格を取得する際にその学費・生活費を助成する「高等技能訓練促進費制度」(月額七万五〇〇円〜一四万一〇〇〇円、最長三年間)があげられる。そのほか、返済義務があるものの、母子寡婦福祉貸付金制度を利用すれば、無利子で生活資金と技能習得資金を調達することも可能である。

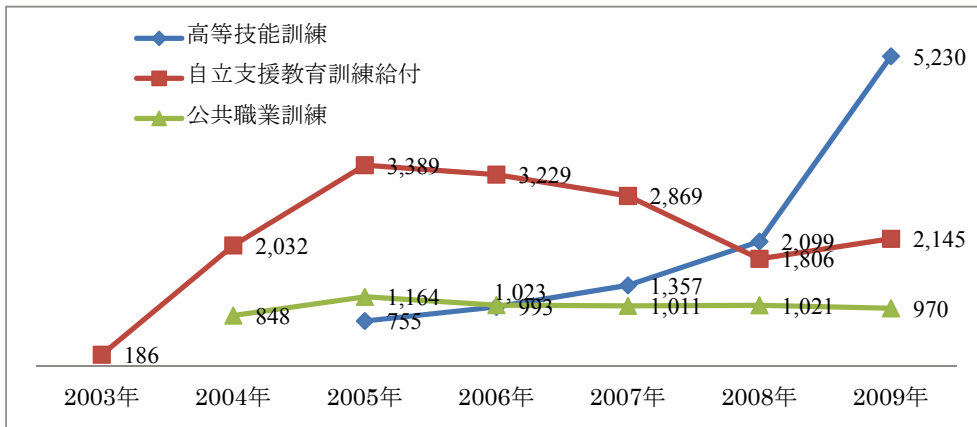
そして、③「ジョブサーチ支援策」としては、シングルマザーに対して伴走型の個別サポートが強化されている。具体的なメニューには、子ども同伴可能や専任のスタッフ対応の「マザーズハローワーク」や、個別の就業相談に応じる福祉事務所の母子自立支援員、福祉ワーカーとハローワーク職員とのチーム制でのオーダーメイド式就業支援「母子自立支援プログラム」、シングルマザーに特化した就業相談機関「母子家庭等就業・自立支援センター」(以下「母子支援センター」)等がある。中でも、母子支援センターはマッチングの効率性こそハローワーク(⑥)に及ばないものの、母子世帯向けの支援メニュー全般(就業支援講習会、養育費、保育、法律相談など)を取り扱っているため、総合的なサポートを希望する母親にとっては強い味方となる。

(職業能力開発の重要性)

上記の三つのツールのうち、社会的弱者救済の方法として、経済学的に比較的好まれるのは「職業能力開発策」である。日本だけでなく、諸外国でも、

この種の政策が広く取られ、多くの場合には一定の政策効果が認められている。職業能力開発策は、一般的に市場競争原理を歪めない。また、この政策は、労働者の労働生産性を高めることが狙いなので、国全体の潜在成長率を高めることへと導く可能性が高い。それによって、新たな雇用が生まれ、今後の労働市場がより大きなパイになる

図4 シングルマザー向けの職業能力開発支援事業の支給件数(2003～2009年度)



注(1)自立支援教育訓練給付の利用件数は、2007年度以降に減少している。主な原因は、受講費用の補助割合(40%→20%)および補助上限額(20万円→10万円)の引き下げ(2007年10月〜)だと考えられる。

(2)公共職業訓練の支給件数とは、雇用保険受給資格者以外のシングルマザーで訓練手当(日額3,530～4,310円)を受給しながら公共職業訓練を受講した人数を指している。

資料出所:厚生労働省「平成21年度母子家庭等対策の実施状況」(2010年10月5日)

との期待が持てる。母子世帯をはじめとする社会的弱者が「情報の欠如」(どこで何の訓練を受ければよいか分からない)および「流動性制約」(訓練資金を調達できない)に直面しているため、自力では最適水準の職業能力開発ができない。そこで国や地方自治体が介入して、社会的弱者に訓練情報を提供したり、資金を付与・貸付したりすることで、社会的弱者の職業能力開発を推進する政策が好ましいと考えられる。

図4をみて分かるように、シングルマザー向けの三つの主な職業能力開発事業のうち、高等技能訓練・促進費は、利用件数が急速に伸びている。二〇〇五年では七五五件だった同支給件数は、二〇〇九年ではその七倍の五二三〇件へと大きく膨らんでいる。とくに二〇〇八年四月以降は(助成金額の引き上げと助成期間の延長を行った時期)、高等技能訓練促進費の支給件数が一年で二倍となった。

(高等技能訓練促進費制度のリターン率)

では、高等技能訓練促進費のリターン率は、どのくらいと予想され

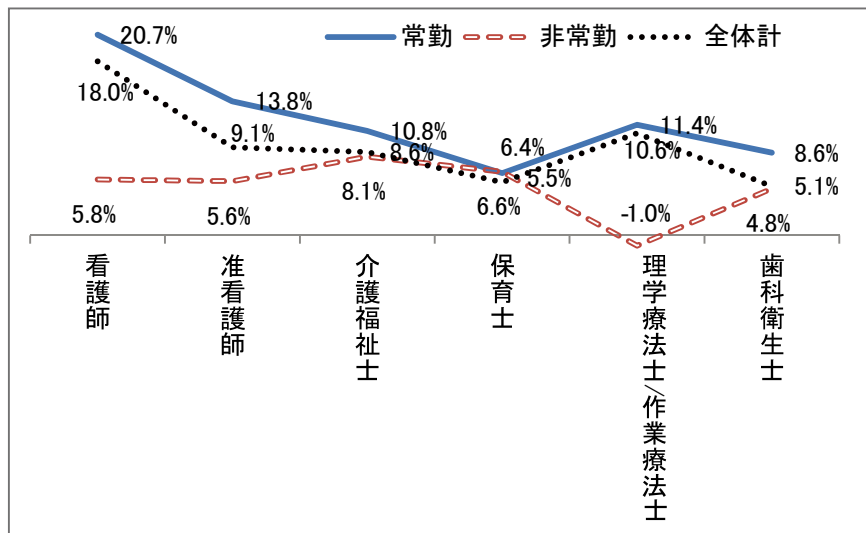
ば良いのであろうか。実験データはないので、正確なリターン率は計算できない。そこで、仮にそれぞれの資格取得者の平均年収を訓練後の年収(W_{af})とし、シングルマザーの平均年収を訓練前の年収(W_{bf})とし、訓練期間中に就業できないために逸失した所得($Lost\ income$)を母子世帯の平均年収と同程度と仮定すれば、既存統計からおおよその期待リターン率(R)を推測することが可能である(P15左上の式参照)。

ここでは、 $W1af$ 、 $W2af$ 、 $W3af$ はそれぞれ訓練後に常勤($Newjob=1$)、非常勤($Newjob=2$)または非就業($Newjob=3$)した場合の平均年収である。訓練費用については、最大の場合(五一二万円)を想定し、非就業の場合の年収をゼロとする。図5は、もつとも取得者数の多い七種類の資格について、その期待リターン率を試算した結果である。

図5をみると、看護師や准看護師などの人気資格は、やはりリターン率も概ね高いことが分かる。とくに看護師の場合には、資格取得後に仮に常勤として働く場合には、リターン率は二〇・七%に達しており、投資は五年度程度で回収できる見込みとなる。その他の資格について、常勤で働く場合には、六・四%(保育士)〜一三・八%(准看護師)のリターン率が見込まれる。一方、資格取得後に非常勤として働く場合には、リターン率の低下がみられる。非常勤の看護師の場合には、リターン率は五・八%に落ち込み、保育士よりも低くなる。非常勤の理学療法士/作業療法士のように、リターン率がマイナ

$$R = \frac{(W_{af}^1 - W_{bf}^1) \times \Pr(Newjob = 1) + (W_{af}^2 - W_{bf}^2) \times \Pr(Newjob = 2) + (W_{af}^3 - W_{bf}^3) \times \Pr(Newjob = 3)}{TrainingCost + LostIncome \times 3yrs}$$

図5 高等技能訓練促進費の期待リターン率 (2009 年度)



注(1)非常勤比率を算出する際には、「自営業・その他」も「非常勤」に分類されている。
 (2)母子世帯の平均年収は、厚生労働省 (2006)「全国母子世帯等調査」の数値 (全体 171 万円、常勤 257 万円、非常勤 113 万円) を参照したものである。
 データ出所: JILPT (2012) 第 7 章第 7-2-3 を元に作成。

スとなるケースもある。例外的なケースとして、保育士は、非常勤就業のリターン率が常勤よりもわずかながら高い。資格取得者における実際の就業状況を加味した全体の期待リターン率は、五・一% (歯科衛生士) ～一八・〇% (看護師) 程度と推測される(7)。

5 おわりに…ワーク・ライフ・バランス型経済的自立をめざして

非正規就業者を中心に、働いても貧困が解消されない、慢性的貧困に陥りやすいなど、シングルマザーの経済的自立には多くの壁がたちだかっている。経済的自立を果たせた者と果たせなかった者との比較で明らかになったのは、「稼働能力」と「育児負担」の違

いだった。より多くの母子世帯を非自立グループから自立グループへと移行させるためには、母親の稼働能力を高めるような職業訓練の実施、ジョブサーチの支援が必要不可欠である。

そして、シングルマザーの就業に欠かせない視点は、仕事と育児と余暇時間の融和、いわゆる「ワーク・ライフ・バランス」である。仕事と育児をひとり親でこなさなければならぬため、自分の余暇や睡眠時間を削る母親も少なくない。JILPT「就業・社会参加調査二〇〇六」によると、シングルマザーの一日あたり平均睡眠時間はわずか五・八時間で、有配偶者女性より〇・六四時間短い。つまり、シングルマザーは経済的にだけではなく、時間的にも貧困状況に陥っている可能性が高い。

さらに心配なことは、時間的貧困が子育てに及ぼす影響である。同JILPT調査によると、有業シングルマザーが一日の育児に当てた平均時間は〇・五八時間に過ぎず、同専業主婦の母の半分未満(一・三二時間)である。育児時間の定義について回答者の間に受け止め方の違いはあるものの、シングルマザーの育児時間が専業主婦に比べ、著しく少ないことはこのデータから読み取れる。実際、育児にもっと時間を当てたいからとの理由で、正社員就業を希望しないシングルマザーが大勢いる(周 二〇一〇)。

母子世帯における経済的自立への追求も、育児と余暇時間との融合、いわゆる「ワーク・ライフ・バランス」を前提にしたものでなければならぬ。母子世帯のワーク・ライフ・バランス

を実現するためには、少なくとも以下二点の施策を今後講じる必要がある。第一に、母子世帯における経済的自立のハードルを下げる必要がある。そのためには、離別父親にきつちり養育費を支払ってもらい、国が社会保障(児童扶養手当等)や税金での所得移転を通じて母子世帯に引き続き経済支援を行うことが肝心である。JILPT(二〇一二)の分析で明らかに

なるように、養育費の支払率と支払額は、離別父親の経済状況に比例していない。とくに年収八〇〇万円以上の豊かな層においては、約半数の父親が養育費を払っていないことや、払った平均養育費額が六万円前後で年収の多さに比べると金額が低いことは問題である。これを是正するために行政の関与が今後とも必要であろう。

第二に、雇用制度の改革が必要である。正規と非正規の労働市場が分断されている現在の「硬直的二元労働市場」からフリーな労働移動ができる「柔軟な多元化労働市場」への移行が望ましい。また、女性の活躍の場を、現在圧倒的に多いとされる低賃金の労働職・一般職から高賃金の専門職・管理職へと広げることも必要である。実は、民間ではそのような動きが既に現れている。労働力人口が減少する中、多くの民間企業が人材確保のため、子育て中の女性を中核人材として活用することを試みている。その結果、正社員と非正社員の長所をミックスした中間的な働き方が生まれている。例えば、正社員ではあるが短時間勤務(短時間正社員)、非正規だけれども正社員と同等な賃金や責務を持つ社員、会社員だけ

ど自営業のように自宅で勤務できる職種など、働き方が多元化かつ柔軟化してきている。こうしたワーク・ライフ・バランス的な働き方は、まだ少数派で実施上多くの課題が残されているが、法制度の整備や企業に経済的インセンティブを与えることによって今後一定の広がりを見せる可能性がある。

【注】

1 本稿は J I L P T 労働政策研究報告書 No.140 『シングルマザーの就業と経済的自立』（二〇一二年一月）第二章と第七章の内容を元に構成されている。

2 二〇〇五年頃の数値である。データ出所：OECD（二〇〇七）、阿部（二〇〇八）。なお、就業率と貧困率に関する順位は、年代および比較対象国の違いにより若干変化する場合がある。

3 二人目五〇〇〇円、三人目三〇〇〇円の加算となる。

4 同居母子世帯の生活保護件数が分子に含まれていないため、この数字は母子世帯の生活保護率を過小評価している可能性がある。

5 児童扶養手当の支給基準は、「税込年収」ではなく、税法上の「所得（年間収入金額－必要経費－八万円―諸控除額）である。年収は三〇〇万円以上でも、所得では二〇〇万円未満となるケースがある。また、子ども数が多ければ多いほど、全部支給の所得制限限度額も高くなる。

6 母子支援センターは、一部は独自の求人開拓も行っているものの、職業紹介を行う際には基本的にハローワークの求人情報に頼っている。

7 この数値は、高等技能訓練促進費を受けて資格を取得した人に限って算出したものであることに留意されたい。促進費を受けながらも資格を取得できなかった人（ドロップアウト）の費用も含めて計算すると、期待リターン率がもつと下がる可能性がある。

【参考文献】

- 阿部彩（二〇〇八）『子どもの貧困』岩波新書、III
Long, S. (1997) Regression Models for Categorical and Limited Dependent Variables, SAGE Publications, 114-147
J I L P T（二〇一）『シングルマザーの就業と経済的自立』労働政策研究報告書 No.140
OECD (2007) "Babies and Bosses: Reconciling Work and Family Life- A Synthesis of Findings for OECD Countries", 16
周燕飛（二〇一）『母子世帯の母親はなぜ正社員就業を希望しないのか』J I L P T ディスカッションペーパー No.10-07

プロフィール

周燕飛（しゅう・えんび）

J I L P T 副主任研究員

大阪大学国際公共政策研究科博士課程修了（国際公共政策博士）。二〇〇四年労働政策研究・研修機構に入職、二〇一〇年より現職。専門分野は、労働経済学と社会保障論。プロジェクト研究「人口減少下における全員参加型社会の在り方についての調査研究」のサブテーマ「母子家庭の母への就業支援に関する研究」を担当。最近の主な研究成果に、『母子世帯の母親はなぜ正社員就業を希望しないのか』（J I L P T ディスカッションペーパー10-07、二〇一一年）、『シングルマザーの就業と経済的自立』（労働政策研究報告書 No.140、二〇一二年）がある。

日本労働研究雑誌

B5判●定価895円(税込)
年刊購読料10,740円
(千サービス)

5 No.622 MAY 2012
特集 震災と雇用

【提言】

被災地の雇用復興をモデルに

清家 篤

【論文】

震災が労働市場に与えた影響
—東北被災3県における深刻な雇用のミスマッチ

樋口 美雄
乾 友彦

阪神・淡路大震災による被災地域の労働市場へのインパクト

細井 俊明
高部 勲
川上 淳之
大竹 文雄
奥山 尚子
佐々木 勝
安井 健悟

大震災で東北3県の人口と労働市場はどう変わるか
—既存の災害研究からの知見
震災対策にみる雇用政策の未来
東日本大震災とこれからの労働法

周 燕飛
玄田 有史
野川 忍

【紹介】

東日本大震災の被災地における雇用関連サービスと求人・求職状況
—ハローワーク業務を中心として
震災および節電に関する諸対策の動向
—業界団体、企業の対応を中心に

松本 安彦

西村 純

【書評】

太田肇著『承認とモチベーション—実証されたその効果』
仙山貴要江著『知的障がい者雇用における経営の福祉性』
木村愛子著『賃金衡平法制論』

井手 亘
工藤 正
禿 あや美

【読書ノート】

河西宏祐著『全契約社員の正社員化
—私鉄広電支部・混迷から再生へ（1993年～2009年）』

龍井 葉二

【論文 Today】

「アメリカにおける「授業研究」の実践」

村田 維沙

【フィールド・アイ】

雇用関係法リステイトメントと対案

柳澤 武

お問い合わせ先 独立行政法人 労働政策研究・研修機構 研究調整部成果普及課
Tel : 03-5903-6263 Fax : 03-5903-6115 E-mail book@jil.go.jp